

宗教法人寶光寺『鹿光墓苑』個別墓地使用規程

(使用目的)

第1条 宗教法人寶光寺『鹿光墓苑』個別墓地（以下鹿光墓苑個別墓地）は愛玩動物（ペット）の遺骨を納骨するための墳墓、使用するための墓所です。

第2条 鹿光墓苑個別墓地には、永代で使用できる一般墓地と10年間使用できる賃貸墓地があります。

(管理)

第3条 鹿光墓苑個別墓地は宗教法人寶光寺秋川霊園（以下当霊園という）において管理運営いたします。

(申込)

第4条 申込を希望する場合は所定の申込書に記入し、本人確認書類を添え、別に定められた使用料及び管理料を納入して下さい。

使用料及び管理料を納入されたときに使用権を得（以下権利者という）、使用許可書が交付されます。

第5条 権利者または連絡者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく当霊園に届けてください。

第6条 名義変更は親族間のみ可能です。所定の申込書に記入し、戸籍謄本の写しと共に提出して下さい。

第7条 使用許可書を紛失又は汚損した場合は、再交付の手続きをして下さい。

(申込の取消)

第8条 鹿光墓苑個別墓地の申込の取消はできません。

(管理料)

第9条 毎年7月を年度始めとし、管理料は次年度1年分（7月～翌年6月まで）を納入して下さい。7月前の契約については月精算となります。

(使用墓地)

第10条 原則として基本型墓石をご利用いただき、一般墓地の場合は墓石へ、賃貸墓地は嵌め込み式プレートに彫刻することができます。

一般墓地においては、オプションで墓石の種類変更、特別彫刻をすることが可能です。

第 11 条 建墓、修繕、彫刻、埋葬の際は当園の指定石材店が担当します。

(権利の取消)

第 12 条 次の各項の一つに該当した場合、使用許可を取り消すことがあります。使用許可を取消された場合、既納の使用料及び管理料は返還いたしません。

第 1 項 権利者の死亡後 2 年を経過して承継するものがないとき

第 2 項 管理料を 3 年以上納入しないとき

第 3 項 墓地使用者が第 1 条に反したとき

第 4 項 他の墓苑使用者の迷惑となるような行為をしたとき

第 5 項 当霊園の承諾を得ずに第三者に譲渡又は転貸したとき

(権利の返還)

第 13 条 権利者が使用権を放棄するときは、ご遺骨の改葬先を決め、一般墓地においては使用墓地を更地に、賃貸墓地においては嵌め込み式プレートを撤去し、返還届と使用許可書の提出をもって返還となります。

第 14 条 返還の既納の使用料ならびに管理料は返還いたしません。

(その他)

第 15 条 納骨、または当園僧侶による納骨者個人への法要については、春・秋彼岸、7・8 月お盆、管理事務所休業日には行うことができません。

第 16 条 天変地変等の不可抗力並びに自然動物、および第三者による行為によって生じた墓苑内の被害について、当霊園は一切その責任を負いません。

第 17 条 管理料は時勢により、改定を行います。

第 18 条 前各条に定めのない事項についてはその都度協議します。

附則

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 1 月 4 日 改訂